

2024年12月～2025年11月

# 団体所得補償 保険制度のご案内

申込締切日

2024年

11月15日(金)

※毎月1日付けでの  
中途加入も可能です。

所得補償保険・団体長期障害所得補償保険

## お問い合わせ先

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

### ◆ 取扱代理店

#### 株式会社神歯信栄サービス

〒231-0013 横浜市中区住吉町6-68-2 神奈川県歯科医師会館内4階

TEL. 045-664-3571

FAX. 0120-418-664

(受付時間:平日の午前9時から午後5時30分まで)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、時間を短縮して営業致しております。(受付時間:平日午前10時から午後4時まで)

ホームページ ▶ <http://www.jinshi-ss.co.jp/>

### ◆ 引受保険会社



損害保険ジャパン株式会社 横浜支店 営業第二課  
〒231-0007 横浜市中区弁天通5-70

TEL. 045-661-2714 FAX. 045-201-8876

(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

### ◆ 保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

損害保険ジャパン株式会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損害保険ジャパン株式会社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

### ◆ 事故が起こった場合は、ただちに損害保険ジャパン株式会社、取扱代理店または事故サポートセンターまでご連絡ください。

### 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】0570-022808 (通話料有料)

受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

■ インターネットホームページアドレス <https://www.sonpo.or.jp/>

【事故サポートセンター】0120-727-110

受付時間: 24時間 365日

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損害保険ジャパン株式会社公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) でご参照ください (ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損害保険ジャパン株式会社までお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損害保険ジャパン株式会社までご照会ください。

SJ24-06864 2024/09/06



経営家族将来  
全部まもろう!



所得補償保険  
1年プラン

さらなる安心  
長期安心プラン  
団体長期障害所得補償保険

内容については  
取扱代理店(神歯信栄サービス)まで  
お気軽にご相談ください!!

お問い合わせ先: 株式会社神歯信栄サービス TEL: 045-664-3571  
公益社団法人 神奈川県歯科医師会

# 家賃や従業員歯科医院の経営を守る

先生の収入「だけ」でなく先生が働けなくなる事で発生する収入減少など全てに備え、経営、家族、関係者みなさんの将来を守るのが収入所得補償です。



健康告知書が改定!! 加入条件が緩和されました。(詳細は5ページをご参照ください。)

## 実際の保険金お支払例

**がん**

お支払保険金：**8,000,000円**  
(就業不能期間124日)

休業原因  
大腸がん摘出のため41日間入院。退院後、通院日数17日間を含む、自宅療養による就業不能期間は83日間に渡った。

**ヘルニア**

お支払保険金：**8,516,000円**  
(就業不能期間110日)

休業原因  
椎間板ヘルニア発症。12日間入院後、98日間は座位姿勢を取れず就業不能となった。

※上記は事例であり、実際の事故によってお支払保険金の額は異なります。

**地震による骨折**

お支払保険金：**2,806,000円**  
(就業不能期間58日)

休業原因  
地震により家具が転倒し、右足大腿骨骨折で21日間入院。退院後、診療再開するも、通院日(37日間)は就業不能となった。

**脳こうそく**

お支払保険金：**36,000,000円**  
(就業不能期間365日)

休業原因  
脳こうそくで意識不明となり入院。手術行っても意識が戻らないまま対象期間12か月経過。

## 長期安心プランの保険金支払例

疾病名	罹患時年齢(歳)	支払い月数(概算、ヶ月分)	累計支払額(万円)
大腸がん	58歳	46ヶ月分	4,564万円
肝障害	55歳	32ヶ月分	3,211万円
うつ病	53歳	24ヶ月分	2,413万円
パーキンソン病	57歳	50ヶ月分	1,493万円

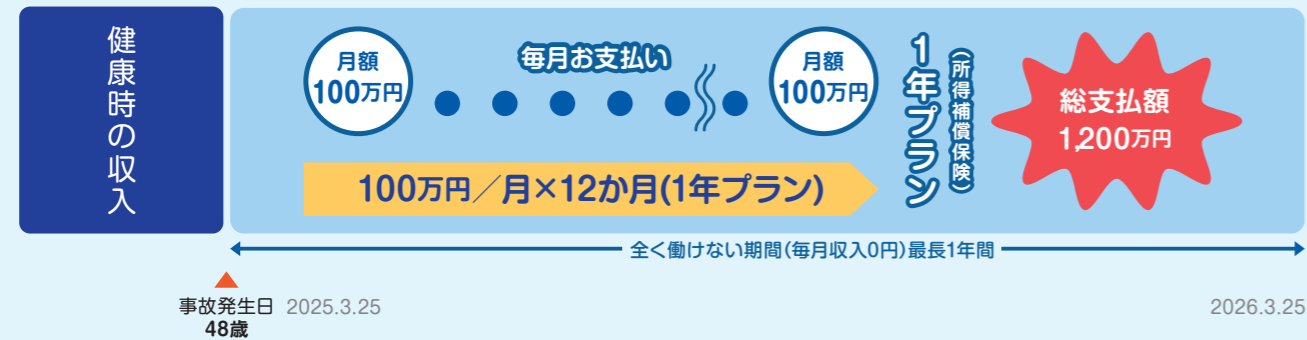
※うつ病は、1年プラン、もしくは「1年プラン+長期安心プラン」にご加入の場合、補償します。

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

# 1年プラン (所得補償保険)

## 医業経営や支出をサポートします

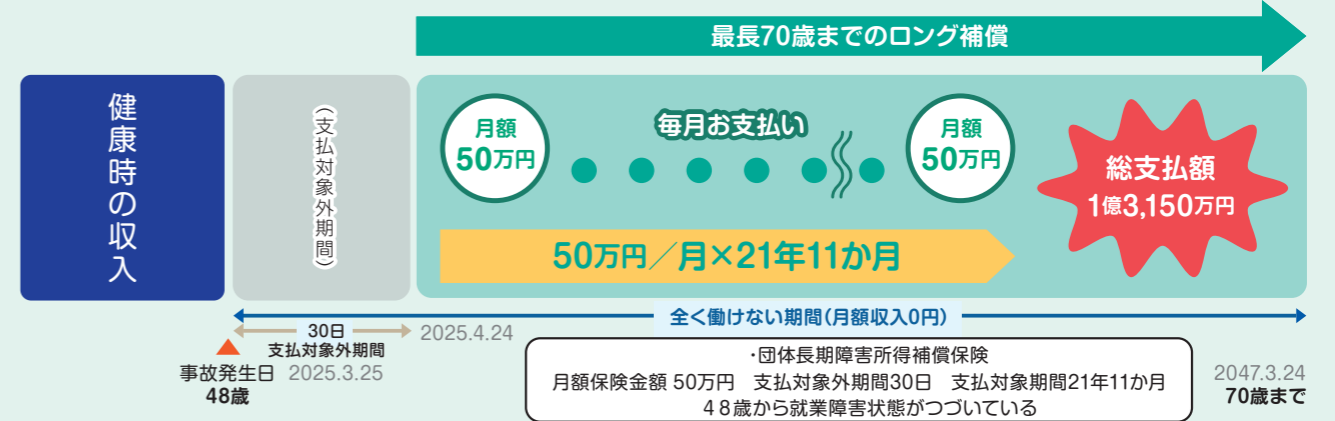
補償対象	復職
歯科診療ができない状態	復職は補償対象外



# 長期安心プラン (長期障害所得補償保険)

## 先生や大切なご家族の生活をサポートします

補償対象	復職
歯科診療ができない状態	一部復職でも20%超の所得喪失があれば補償対象



### 1年プラン (所得補償保険)

#### 精神障害拡張補償特約

うつ病・血管性認知症など  
万一の精神障害による就業不能時も補償します。

#### 天災危険補償特約

地震・噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる就業不能時も補償します。

#### 自宅療養も補償対象

病気やケガで働けない間の収入を入院中はもちろん、医師の指示による自宅療養中も補償します。

#### 通算1,000日分の保険金を受け取られるまでは契約継続可能

通算して1,000日分の保険金が支払われるまでは継続できますので、安心して長期に継続加入頂けます。

#### 無事故戻し返れい金あり

保険期間内に保険金のご請求がない場合は保険料の20%をお返しします。  
(ただし、中途脱退の場合、返れい金はありません。)

#### 傷害セットプランあり

傷害による死亡・後遺障害補償特約付きのプランも団体割引適用でご利用。

1口・月額保険金額10万円あたり。満70~74歳までは10口限度、満75~89歳までは5口限度。  
(保険期間1年、対象期間1年、職種級別1級、団体割引30%、支払対象外期間0日、天災危険補償特約、精神障害拡張補償特約、傷害による死亡・後遺障害補償特約セット)

保険料例 (男女共通)	(一口あたり) 月額保険金額 10万円	
	月払(BM1G型)	一時払(BY1G型)
満年齢		
40~44	1,964 円	21,390 円
45~49	2,274 円	24,820 円
50~54	2,604 円	28,460 円

### 長期安心プラン (団体長期障害所得補償保険)

#### 満70歳まで補償対象

対象期間が満70歳までの長期補償となります。

#### 天災危険補償特約セット

地震・噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる就業障害時も補償します。

#### 支払対象外期間は30日

支払対象外期間は30日で、その間の一時復職が3日まで認められます。

#### 自宅療養も補償対象

病気やケガで働けない間の収入を入院中はもちろん、医師の指示による自宅療養中も補償します。

- 1年プラン + 長期安心プラン**
  - ご加入中の所得補償保険を活かして最長70歳まで補償を延長できます。
  - ご加入中の所得補償保険のお支払いが1年を超えた場合に、長期安心プランでのお支払いが開始されますので、受け取り保険金に重複や漏れがありません。
- 長期安心プランのみ**
  - 満70歳までの長期補償となり、わかりやすくシンプルなプランです。
  - 所得補償保険でカバーされない、一部就業障害(一部復職)による所得の減少の補てんが31日目から受けられます。

1口・月額保険金額10万円あたり。対象期間は満70歳まで。満69歳までご加入いただけます(15口限度)。  
※「1年プラン+長期安心プラン」には精神障害拡張補償特約をセット。  
団体割引:30% 保険期間:1年 対象期間:満70歳 支払対象外期間:30日 (ただし、「1年プラン+長期安心プラン」の場合は支払対象外期間は365日、一時復職28日まで、天災危険補償特約セット)

保険料例	(一口あたり) 月額保険金額 10万円				
		1年プラン + 長期安心プラン (月払)		長期安心プランのみ (月払)	
	満年齢	男性(SMM1型)	女性(SFM1型)	男性(TMM型)	女性(TFM型)
	40~44	1,781 円	2,423 円	4,068 円	4,978 円
	45~49	2,754 円	3,704 円	5,868 円	7,117 円
	50~54	4,355 円	5,435 円	7,487 円	8,557 円

# 「健康状態に関する告知書」の改定

(所得補償保険・長期障害所得補償保険共通)

## ご加入時の健康状態に関する告知書が大幅に緩和されました!!

2023年12月1日以降保険始期のご契約から、健康状態に関する告知書の改定を実施し、健康状態に関する告知書の質問事項を簡素化いたしました。

- ・今まで既往症によりご加入いただけなかった方でもご加入いただける場合があります。
- ・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病対象外特約」を削除できることがあります。ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件が決定するため、「特定疾病対象外特約」を削除できないこともあります。詳細は、10ページ・13ページをご参照ください。

### 下記の質問事項がすべて「いいえ」の方はご加入いただけます。

- 【質問1】告知日(ご記入日)現在、病気やケガで入院中ですか。**  
または告知日以降に病気やケガで入院もしくは手術の予定\*がありますか。  
※医師からすすめられている場合や医師と相談している場合を含みます。
- 【質問2】告知日(ご記入日)から過去1年以内に、病気で継続して10日以上入院をしたことがありますか。**
- 【質問3】告知日(ご記入日)から過去2年以内に、**  
①「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気」と医師に診断されたことがありますか。  
②「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気」により、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことや、すすめられたことがありますか。  
(注) 医師より病気・症状の疑いの指摘を受け、検査等の結果が判明しない場合や経過観察中を含みます。

#### 「がん」、「上皮内がん」、「精神の病気」に含めて告知いただきたい病気

がん	悪性新生物・悪性しゅよう・白血病・肉腫・骨髄腫・悪性リンパ腫 骨髄異形成症候群・骨髄線維症
上皮内がん	上皮内新生物・CIS・CIN3・子宮頸部高度異形成・HSIL
精神の病気	精神および行動の障害 (統合失調症・気分障害・感情障害・躁うつ病・うつ病・パニック障害・PTSD・適応障害・不安障害・アルコール依存症・薬物依存など)

## < 所得補償制度 > 概要のご案内

加入者	神奈川県歯科医師会の会員かつ日本歯科医師会の会員である歯科診療所開設者および従業員										
被保険者の範囲	会員:新規加入の場合は満15歳以上満79歳以下の方、継続加入の場合は満89歳以下で有職者の方 会員の家族・診療所の従業員およびその家族:満15歳以上満69歳以下で有職者の方										
保険期間	2024年12月1日(日)午後4時 から 2025年12月1日(月)午後4時まで										
	1年プラン	長期安心プラン									
保険金額(月額)	10万円(10)~600万円(600) ※満70歳~74歳は100万円(100)まで ※満75歳以上は50万円(50)まで	10万円(10)~150万円(150)									
加入年齢	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>歯科医師</td> <td>歯科医師以外</td> </tr> <tr> <td>新規</td> <td>満79歳まで</td> <td>満69歳まで</td> </tr> <tr> <td>継続</td> <td>満89歳まで</td> <td>満69歳まで</td> </tr> </table>		歯科医師	歯科医師以外	新規	満79歳まで	満69歳まで	継続	満89歳まで	満69歳まで	満69歳まで
	歯科医師	歯科医師以外									
新規	満79歳まで	満69歳まで									
継続	満89歳まで	満69歳まで									
保険料のお支払い	口座振替による月払または一時払 ※2024年12月より神奈川県歯科医師信用組合、または提携金融機関から振替										
提携金融機関	神奈川県歯科医師信用組合、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、横浜銀行、スルガ銀行										
新規加入	2024年11月15日(金)までに「加入依頼書・告知書・預金口座振替依頼書」に必要事項をご記入のうえ、神歯信栄サービスまでご提出ください。										
継続加入	前年と同等条件で継続加入を行う場合、加入依頼書の提出は不要です。										
中途加入	前月25日までに「加入依頼書・告知書・預金口座振替依頼書」に必要事項をご記入のうえ、神歯信栄サービスまでご提出ください。翌月1日より補償が開始されます。										

詳細につきましては「契約概要・注意喚起情報のご説明」を必ずご確認ください。

### < 所得補償制度 > お手続方法について

「所得補償設計書」が同封されている場合は、設計書に必要事項をご記入のうえ、神歯信栄サービスまでご提出ください。担当者からご連絡を差し上げます。(継続加入の方で同等条件希望の方は「団体契約加入依頼書」の送付は不要です。)  
※新規加入の方、継続加入の方で補償内容の拡大を希望する方は、別途加入依頼書と告知書が必要となります。

	「所得補償制度」ご加入までの流れ	ポイント
STEP 1	保険の内容を確認。 (本資料と契約概要、注意喚起情報のご説明を確認)	ご加入に際して特にご確認いただきたい内容(不利益になる内容)等を記載していますので、必ず確認してください。
STEP 2	保険料表を確認し、加入型を決め、保険金額(口数)を乗じて保険料を決めます。	ご希望されている補償内容にあった型を確認ください。保険金額の適切な設定にあたっては、神歯信栄サービスの担当者までご相談ください。
STEP 3	神歯信栄サービスに連絡します。神歯信栄サービスより、加入書類(加入依頼書・告知書など)を送付します。訪問にて補償内容や加入お手続きについてご説明します。	<告知の大切さについてのご説明> ○告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。 ※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。 ○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。 ※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。
STEP 4	加入書類に必要事項をご記入のうえ、神歯信栄サービスまでご返送ください。	12月1日(日)スタートの場合は11月15日(金)まで、中途加入(毎月1日スタート)の場合は前月25日までに加入書類のご提出をお願いします。

# 所得補償制度

2024年12月～2025年11月版

## 契約概要・注意喚起情報のご説明（所得補償保険・団体長期障害所得補償保険）

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

## この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み／この商品は所得補償保険、団体長期障害所得補償保険の各普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保 険 契 約 者／公益社団法人 日本歯科医師会
- 保 険 期 間／2024年12月1日(日)午後4時から1年間となります。
- 申 込 締 切 日／2024年11月15日(金) ※中途加入日は毎月25日締切
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加 入 対 象 者／神奈川県歯科医師会会員かつ日本歯科医師会会員である歯科診療所開設者および従業員。
- 被 保 険 者／（所得補償保険）会員：新規加入の場合は満15歳以上満79歳以下の方、継続加入の場合は満89歳以下で有職者の方  
会員の家族・診療所の従業員およびその家族：満15歳以上満69歳以下で有職者の方  
（団体長期障害所得補償保険）会員：満15歳以上満69歳以下で有職者の方  
会員の家族・診療所の従業員およびその家族：満15歳以上満69歳以下で有職者の方
- お 支 払 方 法／2024年12月分から保険料を神奈川県歯科医師信用組合または次の【提携金融機関】から振替します。（一時払または月払）  
中途加入の場合は、中途加入の保険期間開始月に振替します。  
【提携金融機関】三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、横浜銀行、スルガ銀行
- お 手 続 方 法／下表のとおり必要書類をご記入のうえ、ご加入窓口の神歯信栄サービスまでご送付ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」、「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン（送付した加入依頼書に打ち出しのプラン）で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※1	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」、「告知書」※2をご提出いただけます。 ※2 告知書は、保険金額の増額、対象期間の延長、支払対象外期間の短縮等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。

※1「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は神歯信栄サービスまでお問い合わせください。

- 中 途 加 入／保険期間の中途中のご加入は、毎月、受付をしております。その場合の保険期間は、毎月25日までの受付分は受付日の翌月1日（25日過ぎの受付分は翌々月1日）から2025年12月1日(月)午後4時までとなります。  
保険料につきましては、中途加入の保険期間開始月から毎月振替します。
- 中 途 脱 退／この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の神歯信栄サービスまでご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。  
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
- 無事故戻し返れい金／保険期間が満了した場合（保険期間の終期までご契約が有効に存続した場合）において、保険期間中に保険金をお支払いすべき就業不能の発生がなかったときは、保険料の20%を「無事故戻し返れい金」として、ご契約者にお返しします（所得補償保険のみ）。  
（注）保険期間の途中で解約（脱退）等が行われた場合は、無事故戻しは行いません。

## 所得補償保険の補償の内容 【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害（病気またはケガ）を被り、その直接の結果として就業不能になった場合	<p>次の計算式によって算出した金額をお支払いします。</p> <p>お支払いする保険金の額＝保険金額（月額）（※1）×就業不能期間（保険金をお支払いする期間）（※2）の月数（※3）</p> <p>就業不能期間（保険金をお支払いする期間）（※2）＝就業ができない期間－支払対象外期間</p> <p>（※1）加入依頼書等記載の保険金額（月額）をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額（月額）より小さい場合は、平均月間所得額となります。</p> <p>（※2）加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間（1年）が始まり、その対象期間内における就業不能の期間（日数）をいいます。</p> <p>（※3）就業不能期間（保険金をお支払いする期間）が1か月に満たない場合または就業不能期間（保険金をお支払いする期間）に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。</p> <p>（注1）対象期間（1年）を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>（注2）原因または時が異なっても発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。</p> <p>（注3）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。 ①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>（注4）支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。</p> <p>（注5）通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入（※）および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。 なお、初年度加入（※）および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金が支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。</p> <p>（※）本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。</p> <p>（注6）骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。 なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次の事由によって被った身体障害（病気またはケガ）による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。             <ol style="list-style-type: none"> <li>①故意または重大な過失</li> <li>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療の目的として医師が用いた場合を除きます。）</li> <li>④妊娠、出産、早産または流産</li> <li>⑤戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの</li> <li>⑥頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの</li> </ol> <p>など</p> </li> <li>● 次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。             <ol style="list-style-type: none"> <li>⑦自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態で運転</li> <li>⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合）</li> </ol> <p>など</p> </li> <li>● 次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。             <ol style="list-style-type: none"> <li>⑨精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能</li> <li>⑩妊娠または出産を原因とした就業不能</li> </ol> <p>（注）精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害（躁病、うつ病等）、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります（アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。）。</p> </li> <li>（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</li> <li>（※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</li> </ul>

所得補償保険（基本補償）（※）

## 所得補償保険の補償の内容

### 【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
傷害による死亡・後遺障害補償特約	被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によってケガをされた場合	<p>(1) 死亡保険金 事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、特約保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">死亡保険金の額＝特約保険金額の全額</p> <p>(2) 後遺障害保険金 事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて特約保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、特約保険金額を限度とします。</p> <p style="text-align: center;">後遺障害保険金の額＝特約保険金額 ×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p> <p>④脳疾患、疾病または心神喪失</p> <p>⑤妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑧地震、噴火またはこれらによる津波 (天災危険補償特約をセットしない場合)</p> <p>⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</p> <p>⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など</p>

(※) 補償内容が同様のご契約<sup>(※1)</sup>が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の可否をご判断ください<sup>(※2)</sup>。

(※1) 所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

## 所得補償保険

### その他ご注意いただきたいこと

#### ● 特定疾病等対象外特約について ご継続の方のみ対象

・「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。  
(注) 「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。  
補償対象外とする疾病・症状が発病した場合には、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 (注) 例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間 (継続契約においても原則として同様です。)

#### ＜補償対象外とする疾病・症状の例＞

疾病群	補償対象外とする疾病・症状	
【A群】 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎	など
【B群】 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎	など
【C群】 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎孟炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石	など
【D群】 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壊疽、自然気胸	など
【E群】 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤	など
【F群】 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靭帯骨化症	など
【H群】 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症	など
【I群】 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。)、不正出血	など

・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。なお、保険期間の中途での削除はできません。  
・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

#### ● 基本補償の保険金額の設定について

・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度(※)を踏まえ設定してください。基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ設定してください。  
(※) 公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。  
・他の保険契約等(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。  
(※) 「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	50%以下 *健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下

## 所得補償保険 用語のご説明

用語	用語の定義
疾病（病氣）	傷害以外の身体の障害をいいます。
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入依頼書等記載の期間（日数）をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。 （※）骨髄採取手術（組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。）を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありません。
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院（※）していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治癒された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 （※）骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
就業不能期間 （保険金をお支払いする期間）	対象期間内における被保険者の就業不能の期間（日数）をいいます。 （※）骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間（日数）に4日を加えた日数をいいます。
傷害（ケガ）	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒を含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 （注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
所得	加入依頼書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
身体障害	傷害（傷害の原因となった事故を含みます。）および疾病をあわせて身体障害といいます。 （※）骨髄採取手術（組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。）を含みます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ② 疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。 （※）骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入依頼書等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。 （※）骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して加入依頼書等記載の期間をいいます。
入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 （※）骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。
平均月間所得額	支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。

## 団体長期障害所得補償保険の補償の内容 【保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害（病気またはケガ）を被り、その直接の結果として就業障害になった場合	被保険者が被る損失に対して、支払対象外期間を超える就業障害である期間1か月につき次の計算式によって算出した額をお支払いします。  <div style="background-color: #fff9c4; padding: 5px; text-align: center;"> <math display="block">\text{お支払いする保険金の額（月額）} = \text{保険金額} \times \text{所得喪失率（※1）}</math> </div> <div style="background-color: #fff9c4; padding: 5px; text-align: center;"> <math display="block">\text{（※1）所得喪失率} = \frac{\text{（就業障害発生前の所得額} - \text{回復所得額）}}{\text{就業障害発生前の所得額}}</math> </div> （注1）就業障害である期間1か月について最高保険金支払月額（150万円）を限度とします。 （注2）保険金額（支払基礎所得額）が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を保険金の算出の基礎としてお支払いする保険金の額を算出します。 （注3）保険金をお支払いする期間が1か月に満たない場合または保険金をお支払いする期間に1か月未満の端日数がある場合は、該当する月の日数で日割計算します。 （注4）補償の対象となる期間は、次の計算式によって算出します。  <div style="background-color: #fff9c4; padding: 5px; text-align: center;"> <math display="block">\text{保険金をお支払いする期間（※）} = \text{就業障害である期間} - \text{支払対象外期間}</math> </div> （※）協定書に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間（70歳に達するまで）が始まり、その対象期間内における就業障害である期間（日数）をいいます。対象期間が70歳満了のご契約であっても、ご加入時に満65歳以上の方は、対象期間は支払対象外期間終了日の翌日から起算して3年間となります。 （注5）対象期間（70歳に達するまで）を経過した後の期間の就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 （注6）原因または時が異なって被った身体障害により就業障害である期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。 （注7）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業障害となった場合を除きます。 ①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業障害になった時のお支払条件により算出された保険金の額 （注8）支払対象外期間を超える就業障害が終了した後、その就業障害の原因となった身体障害によって6か月以内に就業障害が再発した場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。ただし、就業障害が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と異なった就業障害とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。 （注）支払対象外期間および対象期間については、協定書に特別の規定がある場合は、協定書の規定に従うこととします。 （注9）精神障害拡張補償特約をセットした場合、精神障害拡張補償特約による保険金のお支払いは、主契約の対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次の事由に起因する身体障害（病気またはケガ）による就業障害に対しては、保険金をお支払いしません。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 故意または重大な過失</li> <li>② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。）</li> <li>④ 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの</li> <li>⑤ 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの</li> <li>⑥ 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転</li> <li>⑦ 地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合）</li> <li>⑧ 精神障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害</li> <li>⑨ 妊娠、出産、早産または流産</li> <li>⑩ 発熱等の他覚的徴候のない感染 など</li> </ol> </li> </ul> （注）精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害（躁病、うつ病等）、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害はお支払いの対象となります（アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。）。また、お支払いは、対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。

（注）団体長期障害所得補償保険を複数ご契約（※）された場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断ください。

（※）他社のご契約を含みます。

## 団体長期障害所得補償保険 その他ご注意いただきたいこと

<ご継続の場合も必ずご確認ください。>

### ●保険金額の設定について

保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で健康保険等からの給付額、高額療養費制度等の公的保険制度（※1）等も考慮のうえ設定してください。また、他の保険契約等（※2）にご加入の場合は、ご加入いただける金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

（※1）公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

（※2）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険（例：個人事業主）	85%以下
健康保険（例：給与所得者）	40%以下
共済組合（例：公務員）	40%以下

### ●特定疾病等対象外について **ご継続の方のみ対象**

・「特定疾病等対象外の条件」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外の条件」がセットされます。

（注）「特定疾病等対象外の条件」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。

補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 （注）例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、 下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間 （継続契約においても原則として同様です。）

### <補償対象外とする疾病・症状の例>

疾病群	補償対象外とする疾病・症状
【A群】胃・腸の疾病	炎症性腸疾患（かいよう性大腸炎・クローン病）、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎 など
【B群】肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎 など
【C群】腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石 など
【D群】気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、（COPD（慢性気管支炎・肺気腫など））、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壊疽、自然気胸 など
【E群】脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中（脳出血・脳こうそく（脳軟化）・くも膜下出血）、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈（心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。）、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤 など
【F群】腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靭帯骨化症 など
【H群】眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症 など
【I群】ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症（乳腺線維腺腫を含みます。）、不正出血 など

・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外の条件」を削除できることがあります。

ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外の条件」を削除できないこともあります。

なお、保険期間の中途での削除はできません。

・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●被保険者が就業障害になった場合、被保険者には、所得の喪失の発生および拡大を防止するため業務復帰に努めていただきます。損害保険ジャパン株式会社は、被保険者が就業障害の状態になった場合は、ご契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議することがあります。損害保険ジャパン株式会社は、その協議の結果として被保険者の業務復帰のために有益な費用をお支払いします。

## 団体長期障害所得補償保険 用語のご説明

用語	用語の定義						
身体障害	傷害（傷害の原因となった事故を含みます。）および疾病をあわせて身体障害とといいます。						
傷害（ケガ）	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 （注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。						
疾病（病気）	傷害以外の身体の障害をいいます。						
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ② 疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。						
就業障害	（支払対象外期間中の就業障害の定義） 身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないこと。 （対象期間中の就業障害の定義） 身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができます、かつ所得喪失率が20%超であること。 なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合であっても就業障害とはいいません。						
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。						
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる所得の額をいい、被保険者の属する公的医療保険制度に応じて、平均月間所得額に対する一定割合内で設定していただきます。						
平均月間所得額	就業障害が開始した日の属する月の直前12か月間の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業障害が開始した日の属する月の直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取っている期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。						
回復所得額	支払対象外期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。						
支払対象外期間	就業障害が開始した日から起算して、継続して就業障害である協定書記載の期間（日数）をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、支払対象外期間中に一時的に復職し（通算して下表に記載の復職日数以内）、その原因となった身体障害により再び就業障害となった場合は、復職期間は就業障害が継続していたものとみなし、復職日数を加算した日数を支払対象外期間として適用します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>タイプ名</th> <th>復職日数（限度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TMM、TFM、TMY、TFY、RMM1、RFM1</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>SMM1、SFM1、SMY1、SFY1</td> <td>28日</td> </tr> </tbody> </table>	タイプ名	復職日数（限度）	TMM、TFM、TMY、TFY、RMM1、RFM1	3日	SMM1、SFM1、SMY1、SFY1	28日
タイプ名	復職日数（限度）						
TMM、TFM、TMY、TFY、RMM1、RFM1	3日						
SMM1、SFM1、SMY1、SFY1	28日						
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算する協定書記載の期間をいい、損害保険ジャパン株式会社が保険金を支払う期間は、この期間をもって限度とします。						



## 所得補償保険・団体長期障害所得補償保険 ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

### 1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

### 2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損害保険ジャパン株式会社が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。  
ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
- （※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損害保険ジャパン株式会社が告知を求めたものを行い、他の保険契約等に関する事項を含みます。

＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。

- ★被保険者の職業または職務
- ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態  
告知される方（被保険者）がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。
- ★他の保険契約等（※）の加入状況  
（※）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

\*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

\*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

\*損害保険ジャパン株式会社または取扱代理店は告知受領権を有しています。

- ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損害保険ジャパン株式会社に告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
- （※）保険金額の増額（特定疾病等対象外の削減を含みます。）等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
  - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
  - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損害保険ジャパン株式会社が契約した場合
- 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額（特定疾病等対象外の削減を含みます。）等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- 傷害による死亡・後遺障害補償特約の死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

- ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）より前に発病（※2）した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能（保険金の支払事由）または就業障害（保険金の支払事由）に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）からその日を含めて1年を経過した後に就業不能（保険金の支払事由）または就業障害（保険金の支払事由）が生じた場合は、その就業不能（保険金の支払事由）または就業障害（保険金の支払事由）についてはお支払いの対象となる場合があります。

（※1）継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

（※2）医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

（注）特別な条件付き（「特定疾病等対象外の条件」をセット）でご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

### 3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（職業または職務をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損害保険ジャパン株式会社までご通知いただく義務（通知義務）があります。
  - ・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
  - ・追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
  - ・変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては取扱代理店または損害保険ジャパン株式会社までお問い合わせください。
- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なく取扱代理店または損害保険ジャパン株式会社までご通知ください。
- 直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損害保険ジャパン株式会社までご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- 次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
  - ①他の身体障害（病気またはケガ）の影響等があった場合
  - ②職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合
  - ③加入依頼書等に記入された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合
  - ④他の保険契約等がある場合

＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞

被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎりま）を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損害保険ジャパン株式会社までお問い合わせください。

- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- ＜重大事由による解除等＞保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

## 【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

### 1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

### 2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- 被保険者の「生年月日」（または「満年齢）」、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。
- 【補償重複についての注意事項】
- 補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。
- 【所得補償保険にご加入になる方のみご確認ください】
- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。
- 被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。
- 所得補償保険における基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。
- 【団体長期障害所得補償保険にご加入になる方のみご確認ください】
- 保険金額（支払基礎所得額）は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

### 3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

## MEMO

#### 【所得補償保険】

- 保険金をお支払いする事故がおきた場合、翌年度は支払対象外期間4日を原則設定します。
- お支払いの内容等により、継続加入の条件を制限することがあります。また、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入をお断りすることがあります。

#### 【団体長期障害所得補償保険】

- 保険金をお支払いする就業障害が発生した場合、お支払いの内容等により、継続加入をお断りすることや、継続加入の条件を制限することがあります。

#### 6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

#### 7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。月払いの場合、脱退（解約）に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただけます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。一時払の場合、脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちいまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。中途脱退（解約）の場合は、無事故戻し返れい金はお支払いできません。

- ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能または就業障害の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。
- 傷害による死亡・後遺障害補償特約をセットされた場合において、死亡保険金を支払うべきケガによって被保険者が死亡されたときは、傷害による死亡・後遺障害補償特約の保険料を返還しません。この場合において、分割払契約の未払込分割保険料があるときは、加入者は保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただく必要があります。

#### 8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

#### 9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損害保険ジャパン株式会社に提供します。

○損害保険ジャパン株式会社は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損害保険ジャパン株式会社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損害保険ジャパン株式会社公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）をご覧くださいか、取扱代理店または損害保険ジャパン株式会社までお問い合わせください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

#### 4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。
  - \*中途加入の場合は、毎月25日までの受付分は受付日の翌月1日（25日過ぎの受付分は翌々月1日）に保険責任が始まります。

#### 5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合（就業不能または就業障害が発生した場合等）は、ただちに損害保険ジャパン株式会社または取扱代理店までご通知ください。保険金支払事由に該当した日（就業不能期間または就業障害期間が開始した日等）からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損害保険ジャパン株式会社が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能または就業障害状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	身体障害の内容、就業不能または就業障害の状況および程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書、公的給付控除対象となる額を証明する書類 など <p>②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合修理見積書、写真、領収書、函面（写）、被害品明細書 など</p>
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑥	損害保険ジャパン株式会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

（注1）就業不能期間または就業障害期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業不能または就業障害が継続していることを証明する書類を提出してください。

（注2）身体障害の内容ならびに就業不能または就業障害の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損害保険ジャパン株式会社所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損害保険ジャパン株式会社が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損害保険ジャパン株式会社は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損害保険ジャパン株式会社までお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損害保険ジャパン株式会社・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師（被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師）の治療を受けている必要があります。